

港湾運送料金表

(当社が許可を受けている業務範囲に基づき適用するものとします。)

日鉄物流株式会社

港湾運送料金表
(付録、別掲料金表)

姫路港

昭和 63 年 5 月 6 日 実施

姫路港運協会

目 次

港湾荷役料金表	1
(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)	
港湾荷役料金表	7
(船内荷役料金)	
港湾荷役料金表	12
(沿岸荷役料金)	
港湾荷役料金表	18
(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)	
はしけ運送料金	24
いかだ運送料金	27
検数料金表	29
検量料金表	33
港湾荷役料金別掲料金表	37

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

1 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船→ 上屋・野積場内	接岸本船→ 上屋・野積場前	
コンテナ	20' 型 以 下 の も の	実 入	848	752	
		空	721	638	
	40' 型 の も の	実 入	637	563	
		空	541	479	
ノックダウン自動車及び完成車			1,260	1,147	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,470	1,339	
パ レ タ イ ズ 貨 物			1,705	1,549	
モ ー タ ー サ イ ク ル			1,865	1,707	
袋 物	紙・ビニール入のもの		2,334	2,105	
	麻袋入のもの		1,948	1,787	
ペ ー ル 物			2,005	1,828	
タ イ ヤ			1,651	1,515	
雑 貨 類			2,428	2,221	
葉タバコ	樽 物		1,358	1,209	
	ペ ー ル 物		1,704	1,522	
青 果 類			1,825	1,643	
機 械 類	1 個 当 り 5 ト ン 未 満 の も の		2,406	2,185	
	1 個 当 り 5 ト ン 以 上 の も の		1,772	1,601	
巻 取 紙 (内地産)			1,355	1,203	
木 材	岸壁場のもの	原木	米 国 材	1,205	1,074
			南 洋 材	1,275	1,137
			北 洋 材	1,638	1,507
	製 材		1,319	1,182	
非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)			1,984	1,770	
鋼材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,891	1,715	
	鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル		1,608	1,458	
生 ゴ ム			2,336	2,106	
パ ル プ			2,326	2,089	

品 目		金 額	
		接岸本船→ 上屋・野積場内	接岸本船→ 上屋・野積場前
石	材	1,905	1,757
鉄	屑 (シュレッダーを除く)	3,331	3,009
鉍 礦 石 類	燐礦石・加里・鉍礦石 (粉)	1,265	1,129
	鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石	1,811	1,635
穀 飼 類	(小麦) (撒揚-上屋入)	1,483	1,304
砂	糖 (撒)	1,727	1,590
冷	凍 品	—	3,460
冷	蔵 品	—	2,575

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき単位円)

昼夜区分	1口の作業機成員数 による区分	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
	昼 間 (8時30分から16時30分まで)		37,870	59,060	80,290	101,510
半 夜 (16時30分から21時30分まで)		58,910	91,870	124,890	157,900	186,290

(2) 最低料金

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	300,440	468,580	636,940	805,290	950,070
半夜 (16時30分から21時30分まで)	300,440	468,580	636,940	805,290	950,070

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合、又は異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受けの場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、
拼付するまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの
作業。

(2) 「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨
車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限りです。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ. 荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してから
の取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、
半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ. 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは、待機が伴ったこと等により、
昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの
最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 料金の計算方

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、
容積は 1,133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数とし
ている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増
料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上
屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴
う場合のこれらの諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金
（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨
物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天
時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者
と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォア
マンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事
者間の取決め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(船内荷役料金)

港湾荷役料金表（船内荷役料金）
 （総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

1. 料金の種類及び額

1. 基本料金

（1トンにつき単位円）

品 目		金 額	
コ ン テ ナ	20' 型 以 下 の も の	実 入	385
		空	327
	40' 型 の も の	実 入	289
		空	246
ノックダウン自動車及び完成車		729	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		855	
バ レ タ イ ズ 貨 物		975	
モ ー タ ー サ イ ク ル		1,129	
袋 物	紙 ・ ビ ニ ー ル 入 の も の	1,255	
	麻 袋 入 の も の	1,200	
ペ ー ル 物		1,175	
タ イ ヤ		1,024	
雑 貨 類		1,464	
葉 タ バ コ	樽	物 652	
	ペ ー ル	物 837	
青 果 類		964	
機 械 類	1 個 当 り 5 ト ン 未 満 の も の	1,372	
	1 個 当 り 5 ト ン 以 上 の も の	962	
巻 取 紙 (内地産)		623	
木 材	水 落 し の も の	原 木	米 国 材 ・ 南 洋 材 420
			北 洋 材 716
	岸 壁 揚 の も の	原 木	米 国 材 577
			南 洋 材 617
			北 洋 材 1,033
		製	材 669
非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)		963	
鋼 材	一 般 鋼 材 (口 径 12 イ ン チ 未 満 の 鋼 管 含 む)	1,063	
	鋼 管 (口 径 12 イ ン チ 以 上 の も の) ・ コ イ ル	904	

品 目		金 額
生	ゴ ム	1,250
パ	ル プ	1,203
石	材	1,226
鉄	屑 (シュレッダーを除く)	1,812
鉍 礦 石 類	燐礦石・加里・鉍礦石 (粉)	613
	鉍礦石 (塊) ・特殊鉍礦石	982
穀	飼 類 (小麦)	622
砂	糖 (撒)	1,098
冷	凍 品	2,463
冷	藏 品	1,531

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引、基本料金の5%引

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき単位円)

昼夜区分	1口の作業機成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	22,330	34,230	46,140	58,040	66,980
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	34,740	53,250	71,770	90,280	104,190

(1口につき単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	177,160	271,590	366,020	460,450	531,370
半夜 (16時30分から21時30分まで)	177,160	271,590	366,020	460,450	531,370

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- (2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ. 荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ. 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 料金の計算方

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1,133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(沿岸荷役料金)

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船舶荷役料金を除く）

1 料金の種類及び額

1.1 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき単位円）

品 目			金 額		
			接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前	
コ ン テ ナ	20' 型 以下 の も の	実 入	508	407	
		空	432	345	
	40' 型 の も の	実 入	381	304	
		空	323	258	
ノックダウン自動車及び完成車			597	478	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			692	554	
パ レ タ イ ー ズ 貨 物			820	656	
モ ー タ ー サ イ ク ル			834	668	
② 袋 物	紙・ビニール入のもの		1,202	961	
	麻袋入のもの		851	681	
ペ ー ル 物			936	749	
タ イ ヤ			714	571	
雑 貨 類			1,092	874	
葉 タ バ コ	樽 物		777	621	
	ペ ー ル 物		957	765	
青 果 類			957	765	
機 械 類	1 個 当 り 5 ト ン 未 満 の も の		1,161	928	
	1 個 当 り 5 ト ン 以 上 の も の		903	723	
巻 取 紙（内地産）			803	643	
木 材	岸壁場のもの	原 木	米 国 材	691	553
			南 洋 材	725	580
			北 洋 材	691	553
		製 材		719	575
非 鉄 金 属 類（半製品・銑鉄・地金）			1,125	900	
鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		927	742	
	鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル		789	631	
生 ゴ ム			1,209	967	
パ ル プ			1,245	996	

品 目		金 額	
		接岸本船給側・はしけ内 ←上屋・野積場内	接岸本船給側・はしけ内 ←上屋・野積場前
石	材	779	623
鉄	屑 (シュレッダーを除く)	1,694	1,355
鉦 礦 石 類	燐礦石・加里・鉦礦石 (粉)	719	575
	鉦礦石 (塊)・特殊鉦礦石	924	739
穀 飼	類 (小麦) (撒揚-上屋入)	939	751
砂	糖 (撒)	720	576
冷	凍 品	—	1,179
冷	蔵 品	—	1,179

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数 による区分					
	4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	15,540	24,830	34,150	43,470	52,780	62,100
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	24,170	38,620	53,120	67,620	82,100	96,600

(2) 最低料金

(1口につき単位円)

1口の作業機成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人	7人～9人	10人～12人	13人～15人	16人～18人	19人～21人
	(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	123,280	196,990	270,920	344,840	418,700	492,700
半夜 (16時30分から21時30分まで)	123,280	196,990	270,920	344,840	418,700	492,700

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

1トンにつき 1,680円

(4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンにつき単位円)

貨物区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)	10	7
繊維原料類	43	33
青果	43	33
窯製品	52	43
その他の貨物	77	62

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けま
す。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を
要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分担金等

区	分	金	額
(1)	港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき	4円
(2)	労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき	3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内↔上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側↔上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側・はしけ内↔上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側↔上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ. 荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ. 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

(イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1,133 立方米をもって 1 トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

港湾荷役料金表（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）

1 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額		
			本船内←上屋・野積場内	本船内←上屋・野積場前	
コンテナ	20' 型 以下 の も の	実 入	660	560	
		空	562	475	
	40' 型 の も の	実 入	495	419	
		空	420	356	
ノックダウン自動車及び完成車			1,147	1,055	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,339	1,233	
パ レ タ イ ズ 貨 物			1,549	1,425	
モ ー タ ー サ イ ク ル			1,706	1,580	
袋 物	紙・ビニール入のもの		2,106	1,923	
	麻袋入のもの		1,787	1,658	
ペ ー ル 物			1,828	1,685	
タ イ ヤ			1,515	1,407	
雑 貨 類			2,221	2,055	
葉タバコ	樽 物		1,210	1,092	
	ペ ー ル 物		1,523	1,377	
青 果 類			1,644	1,497	
機 械 類	1 個 当 り 5 ト ン 未 満 の も の		2,186	2,008	
	1 個 当 り 5 ト ン 以 上 の も の		1,600	1,463	
巻 取 紙 (内地産)			1,044	898	
木 材	岸壁場のもの	原木	米 国 材	1,074	968
			南 洋 材	1,137	1,027
			北 洋 材	1,507	1,401
		製 材		1,182	1,073
非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)			1,770	1,599	
鋼材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,451	1,362	
	鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル		1,234	1,159	
生 ゴ ム			2,106	1,923	
パ ル プ			2,089	1,900	

品 目		金 額	
		本船内⇄上屋・野積場内	本船内⇄上屋・野積場前
石	材	1,757	1,638
鉄	屑 (シュレッダーを除く)	3,009	2,751
鉍 礦 石 類	燐礦石・加里・鉍礦石 (粉)	1,129	1,019
	鉍礦石 (塊) ・特殊鉍礦石	1,635	1,494
穀 飼 類 (小麦)	(撒揚—上屋入)	1,304	1,162
砂	糖 (撒)	1,590	1,481
冷	凍 品	—	3,236

(1) 総トン数 500 トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき単位円)

品 目			金 額	
			本船内⇄上屋・野積場内	本船内⇄上屋・野積場前
コ ン テ ナ	20' 型 以 下 の も の	実 入	660	529
		空	562	449
	40' 型 の も の	実 入	495	396
		空	420	336
ノックダウン自動車及び完成車			776	621
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			900	720
パ レ タ イ ズ 貨 物			1,065	853
モ ー タ ー サ イ ク ル			1,084	868
袋 物	紙・ビニール入のもの		1,562	1,250
	麻袋入のもの		1,106	886
ペ ー ル 物			1,218	975
タ イ ヤ			928	743
雑 貨 類			1,420	1,137
葉 タ バ コ	樽 物		1,010	807
	ペ ー ル 物		1,244	995
青 果 類			1,244	995
機 械 類	1 個 当 り 5 ト ン 未 満 の も の		1,509	1,027
	1 個 当 り 5 ト ン 以 上 の も の		1,175	940
巻 取	紙 (内地産)		1,044	836

品 目				金 額	
				本船内→上屋・野積場内	本船内→上屋・野積場前
木 材	岸壁場のもの	原木	米 国 材	898	718
			南 洋 材	943	755
			北 洋 材	898	718
		製 材	935	748	
非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)				1,462	1,169
鋼材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)			1,206	965
	鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル			1,025	821
生 ゴ ム				1,571	1,257
パ ル プ				1,619	1,295
石 材				1,013	810
鉄 屑 (シュレッダーを除く)				2,202	1,761
鉾 石 類	磷 礬 石 ・ 加 里 ・ 鉾 礬 石 ((粉))			(935)	(748)
	鉾 礬 石 (塊) ・ 特 殊 鉾 礬 石			1,201	960
穀 飼 類 (小麦) (撒揚-上屋入)				1,221	976
砂 糖 (撒)				(936)	748
冷 凍 品				—	1,533

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引、基本料金の5%引

4. 分担金等

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内
 ←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

(2) 総トン数 500トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 「本船内←→上屋・野積場内」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・併付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業

- (2) 「本船内←→上屋・野積場前」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1,133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

7. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれらの諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。

はしけ 運送料金

は し け 運 送 料 金 表

1 料金の種類及び額

1. 基本料金

1トンにつき単位円)

品 目	金 額	
	港湾内運送	指定区間運送
	通常の港湾内	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,049	① 1,365 ② 1,681
撒 貨 物	947	① 1,263 ② 1,587

指定区間は、①当港と東播磨港との間②当港と大阪港、神戸港及び
 尼崎港との間とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の3割増

3. 諸 料 金

(1) はしけ内荷捌料金

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	111
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	55

(注)本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、
 その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す
 毎に1名につき53円増とします。

(2) 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき114円とします。

(3) 最低料金

1運送の引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

4. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

(2) 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷操作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

4. 待機料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

(2) 滞船料金

本料金は、貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繋留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降、当該はしけ運送が完了するまでの間、積載貨物トン数1トン1日につき所定の料金を適用します。

(3) 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1,133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

6. その他

(1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。

い か だ 運 送 料 金

いかだ運送料金表

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

本船沖取一仕訳筏組

(1立方メートルにつき単位円)

品 目		金 額
原 木	米 国 材	821
	南 洋 材	666
	新 南 洋 材	826
	北 洋 材 (ニュージーランド・バイリング材含む)	1,012

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より、堀出し指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 待機料金

(1口1時間につき単位円)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	23,070
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	35,890

4. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律) 1トンにつき 3円53銭
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律) 1トンにつき 3円09銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

いかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

いかだ運送料金が、適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航の上、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまで

の作業ならびに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

4. 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

6. その他

- (1) 特殊作業(海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、沈木台取、台ハズシを伴う作業、棧積、棧崩しを伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。
- (3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取決め又は、慣習によります。

檢 数 料 金 表

検 数 料 金 表

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
一 般 雑 貨	187.10
一 般 鋼 材 (工場専用岸壁扱のもの)	159.60
肥 料 ・ セ メ ン ト 穀 飼 類 織 維 原 料 類	137.80
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 鋼 管 (口径12" 以上) 鉄 鋼 コ イ ル ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車	103.40
コ ン テ ナ	20' 型 の も の 83.00 40' 型 の も の 62.30
木 材	水 落 し の も の 南 洋 材 87.10 岸 壁 揚 の も の 米 材 そ の 他 125.60
冷 凍 品 及 び 冷 蔵 品	262.80
専 用 船 揚 積 貨 物	コ ン テ ナ 20' 型 50.30 40' 型 37.70 パ ル プ 101.10 ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車 77.60

- (注) 1. コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、1トンにつき295.00円とします。
2. 専用船、準専用船により運送される完成自動車については、委託者と協議の上決定した金額を基本料金とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
雨天・雪天作業	雨天・雪天時における作業	基本料金の1割増
冬 期 作 業	(注)の港湾において12月1日から翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

3. 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき単位円)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	3,188
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	4,959

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	25,290
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	25,290

(3) 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1トンにつき単位円)

書 類 作 成 料	29.80
-----------	-------

4. 分担金等

区 分	内 容	金 額
港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律) 1トンにつき	40銭
労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律) 1トンにつき	35銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この検数料金は、検数作業を行う場合に適用します。

2. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 雨天・雪天作業割増

委託者の要求により雨天、雪天時において作業を行った場合に所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

(4) 冬期作業割増

冬期作業割増料金が適用される港湾において、12月1日より翌年3月31日までの間における作業について、所定の冬期作業割増を適用します。

4. 諸料金

諸料金の適用は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 作業手配の取消しの場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(ロ) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

6. その他

- (1) 特殊貨物（塵埃、悪臭、汚損の甚しい貨物、海難貨物等）及び特殊作業（海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、ブロックストウェーじ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウェーじプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ポートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

檢 量 料 金 表

検 量 料 金 表

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 船積貨物

(1トンにつき単位 円)

品 目		金 額
一 般 貨 物		247.00
特 定 貨 物	ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車	207.30
	パ レ タ イ ズ 貨 物	206.40
	袋 入 セ メ ン ト ・ 袋 入 肥 料	86.70
	一 般 鋼 材	134.20
	冷凍品・冷蔵品・製材（インチ材を除く。）	259.40

(注) 完成車については、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

(2) 陸揚貨物

(1トンにつき単位 円)

品 目		金 額		
一 般 貨 物		177.00		
特 定 貨 物	元 地 袋 入 穀 類	204.40		
	元 地 袋 入 ふ す ま ・ 魚 粉 等	307.20		
	撒 揚 袋 詰 穀 飼 類	156.40		
	綿 花 類	アメリカ産、エジプト産及びこれらに準ずるもの	495.90	
		アフリカ産(エジプト産を除く。)及びこれに準ずるもの	410.20	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	273.00	
	冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品	341.60		
	鉄	鉄	111.60	
	鉄 屑 ・ 非 鉄 金 属 鉱 石	132.60		
	木 材	水 面 貨 物	南 洋 材	155.00
			米材・ニュージーランド材・チリー材	198.30
			北 洋 材	264.90
		陸 上 貨 物	南 洋 材	246.50
			米材・ニュージーランド材・チリー材	263.70
北洋材（含むパイリング）・製材			306.90	
撒 揚 貨 物	加 里 ・ 燐 鉱 石	146.00		
	穀 飼 類 ・ 砂 糖	60.30		

- (注) 1. 撒貨物に係る料金は、自動ばかりにより計量する場合に適用します。
 2. 穀飼類(撒)で時間当り、公称作業能力が400トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、1トンにつき56.30円を基本料金とします。
 3. 砂糖(撒)でトラックスケールによる場合は、1トンにつき129.10円を基本料金とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	北海道地区において12月1日より翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

3. 諸料金

(1) 待機料金

(イ) 船積貨物 (1口1時間につき)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	2,543円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	3,956円

(ロ) 陸揚貨物 (1口1時間につき)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	2,734円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	4,253円

(2) 最低料金

船積貨物検量における1件の最低料金は、当該貨物に係る基本料金の4トン分とします。

(3) 検量証明書発行手数料

(イ) 船積貨物検量証明書については、3通まで995円、4通目から1枚につき282円を申し受けます。

(ロ) 陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき282円を申し受けます。

(4) 検量明細書発行手数料

検量明細書については、1枚につき282円を申し受けます。

4. 分担金等

区 分	内 容	金 額
港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき	40銭
労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき	35銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この料金は、貨物の容積又は重量の計算、証明を行う場合に適用します。

2. 料金表に記載のない貨物

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日、祝日、及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 冬期作業割増

北海道地区において12月1日より翌年3月31日までの間における作業について、所定の冬期作業割増を適用します。

4. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、船積貨物検量における1件の請求金額が、当該貨物に係る基本料金の4トン分に満たない場合に適用します。

(3) 検量証明書発行手数料

本料金は、検量証明書を発行する場合に適用します。

(4) 検量明細書発行手数料

本料金は、検量明細書を発行する場合に適用します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

6. その他

- (1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚しい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金別掲料金表

港湾荷役料金(船内荷役料金)別掲料金表

1. ハッチ蓋・ビーム開閉作業手伝料金(1碇泊・1船倉につき)

区 分	昼 間 (8:30~16:30)	半 夜 (16:30~21:30)
2,000G/T 未満	4,510円	6,340円
2,000~4,000G/T	6,790円	9,500円
4,001~6,000G/T	11,320円	15,870円
6,001G/T以上の一般貨物船	22,670円	31,760円
外航撒貨物船	27,230円	38,110円
スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る) の中蓋開閉作業を行った場合	4,510円	6,340円

備 考

- (イ) 碇泊中 船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内荷役料金)Ⅰ-4-(1)の待機料金相当額を申し受けます。
- (ロ) 特殊船艙(デーブタンク、冷蔵庫等)の当該作業は実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内荷役料金)Ⅰ-4-(1)の待機料金相当額を申し受けます。

2. スタンバイギア一手伝料金(1碇泊・1船倉、1セットにつき)

区 分	昼 間 (8:30~16:30)	半 夜 (16:30~21:30)
デリックの上下およびトリミング	30,140円	45,070円
トリミング	17,920円	26,680円

ただし、本船乗組員により本作業が行なわれた場合は、その所要時間に対し、港湾荷役料金表(船内荷役料金)Ⅰ-4-(1)の待機料金相当額を申し受けます。

3. スーパーバイザー及びエキストラレーバー料金(1人につき)

区 分	昼 間	半 夜	深 夜
スーパーバイザー	30,530円	30,530円	34,810円
エキストラレーバー	25,940円	25,940円	29,590円

備 考

手配取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後の取消又は解除の場合は10割を申し受けます。

4. 深夜待機割増料金

(1口の作業講成員による区分)

9人以下	10人～13人	14人～17人	18人～21人	22人以上
49,120	75,320	101,490	127,670	147,340

5. フォークリフト使用料金 (1台1時間につき)

区 分	昼 間	夜 間
6トン以下	5,950円	7,290円
10トン以下	7,950円	9,600円

最低料金は4時間分を申受けます。

10トンを超えるフォークリフトを使用した場合は実費を申受けます。

6. 荷繰作業料金

作 業 形 態	料 金 内 容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

本料金には、それぞれの作業形態の場合に応じて、港湾荷役料金(船内荷役料金)・(沿岸荷役料金)、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

7. 本船直移し作業料金

作 業 形 態	区 分	料 金 内 容
甲本船から乙本船への直移しの作業	両船とも500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+ 船内荷役料金
	いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+ (船内荷役料金× $\frac{1}{2}$)

本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金等を適用します。

8. 割 増 料 金

- (1) 深夜に船内荷役を行った場合は基本料金の12割増とします。
- (2) 年末、年始に荷役を行った場合は祝祭日割増(10割)を申受けます。
- (3) 港湾荷役料金表(船内荷役料金)I-4の諸料金、並びに別掲料金についても、日曜日・祝祭日割増(10割)を申し受けます。

(4) 困難荷役割増料金

本料金表に記載のない特に作業困難な荷役を行った場合は、基本料金の10割増を申し受けます。

港湾荷役料金（沿岸荷役料金）別掲料金表

1. 港湾運送事業範囲外の上屋・野積場入れ、または上屋・野積場出し料金
- (1) 車側におかれた貨物を上屋・野積場に搬入、はい付（積付）するまでの料金
ただし、この場合の作業距離は、車側から上屋・野積場に搬入された貨物の占める場所の中心までが、50メートル以内とします。
- (2) 上屋・野積場内の貨物の搬出から車側までの料金
ただし、この場合の作業距離は、上屋・野積場から搬出された貨物の占めた場所の中心から車側までが、50メートル以内とします。

一般貨物	上屋・野積場入出基本料金の8割
撒貨物	上屋・野積場入出基本料金の3割

ただし、撒貨物であっても、上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類（撒）は一般貨物料金の項を適用します。

船積貨物固定区画料金表

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 貨物別料金

全 体 施 行	対象貨物名	対象作業量	セキュアリング	作業標準
	雑貨類	1トンにつき	306円	ラッシング及びショアリング
	コンテナ (8'×8'×20')	1個につき	9,078円	ラッシング及びショアリング
	小型車両	1台につき	1,519円	ロープ又はゲージワイヤーによる 4点ラッシング
	鋼材	1トンにつき	252円	ラッシング及びショアリング

(2) 作業量の算定が困難な場合の料金

(1口1日につき)

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	137,838円
---------------------------------	----------

但し、1口当たりの構成員は6人の場合とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
土 曜 日 作 業	土曜日における作業	基本料金の1割増

3. 待機料金

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき (6人)	16,540円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき (6人)	25,730円

4. 分担金等

	対 象 貨 物 名	対象作業量	港湾福利分担金	労働安定基金
全 体 施 行	雑 貨 類	1 トンにつき	1円36銭	1円19銭
	コンテナ(8'×8'×20')	1 個 につ き	43円52銭	38円08銭
	小 型 車 両	1 台 につ き	11円32銭	9円90銭
	鋼 材	1 トンにつき	1円36銭	1円19銭
	作業量の算定が困難な場合	1 口 1 日 につ き	672円00銭	588円00銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は固定区画作業を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は次のとおりとします。

- (1) ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。
- (2) ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して、貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の料金を適用します。又類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 土曜日作業割増

土曜日における作業について、所定の土曜日作業割増を適用します。

5. 諸 料 金

(1) 待機料金

本料金は作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降における本船入港待ち、本船積込貨物の到着待ち、又は天候、或いは揚貨装置故障等による作業待機が生じた場合であつて、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分から21時30分までの間に発生した待機時間については、それぞれの待機料金を適用します。但し、その事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 次の場合には実構成員数に応じ、基本料金1の(2)（作業量の算定が困難な場合の料金に基づき算出された金額を申し受けます。

① 作業手配の取消の場合

(イ) 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消。

(ロ) 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消。

② 作業開始後における作業中止、又は半端作業の場合

6. 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

7. そ の 他

(1) 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(3) 高価品の明示ある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。

(5) 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

- (6) チェンソーを使用した場合には、1シフト1台につき3,500円を申し受け
ます。
- (7) オイルカッターを使用した場合には、1シフト1台につき 300円を申し受け
ます。
- (8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事
者間の取極め又は、慣習によります。

艙内清掃料金表

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 艙内清掃料金

(1トンにつき単位円)

種類		金額			
		普通清掃	水洗清掃	ソーダスト清掃	甲板裏清掃
前積貨物名					
雑貨	雑貨、機械、棉花、コプラ、	36.80	48.70	42.00	7.80
木材類	パルプ、原木、製材				
穀飼	穀類、塩、砂糖、銑鉄、	40.10	58.40	58.40	10.00
鉍礦石	硫酸、加里、屑鉄				
肥料	石炭、鉄礦石、燐礦石、ホー	42.60	66.00	74.00	12.30
屑鉄	キサイト、飼料用ベレット、				
石炭類	塩清獣皮、塩蔵魚	56.30	84.00	99.10	14.80
	黒鉛、セメント、亜鉛礦、				
	ニッケル鉍、オイルコークス、				
	ピッチ、銅鉍石				

(2) タンククリーニング料金

(1トンにつき単位円)

前積貨物名	金額
雑貨類	1,648
潤滑油タロー	1,574
食用油	1,695
透明ケミカル	2,100
ラテックス	3,651
バラスト	4,823
(海水又は清水)	

(3) 作業量の算定が困難な場合の料金

	普通清掃 (1口14人)	水洗清掃・ ソーダスト清掃 (1口17人)	タンククリーニング (1口20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	321,622	390,541	459,460

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
土 曜 日 作 業	土曜日における作業	基本料金の1割増

3. 待機料金

(1口1時間につき単位円)

区 分	種 類	普通清掃 (14人)	水洗清掃・ ソーダスト清掃 (17人)	タンク クリーニング (20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)		38,620	46,880	55,150
半 夜 (16時30分から21時30分まで)		60,080	72,920	85,790

4. 分担金等

区 分		港湾福利分担金	労働安定基金
艙 内 清 掃		各貨物1トンにつき25銭	各貨物1トンにつき22銭
タンククリーニング		各貨物1トンにつき8円	各貨物1トンにつき7円
作業量の算定 が困難な場合 (1口1日 につき)	普通清掃 (14人)	1,568円	1,372円
	水洗・ソーダスト清掃 (17人)	1,904円	1,666円
	タンククリーニング (20人)	2,240円	1,960円

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この艙内清掃料金は艙内清掃又はタンククリーニング作業を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 艙内清掃

- ① 普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。

- ② 水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。
- ③ ソーダスト清掃作業は、普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せ行う作業とします。
- ④ 甲板裏清掃作業は、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業とします。

(2) タンククリーニング作業

タンククリーニング作業は本船船長の検査に合格するまでの作業とします。

3. 料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、類似前積貨物及び類似作業内容の料金を適用します。

又類似した前積み貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業については、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 土曜日作業割増

土曜日における作業については、所定の土曜日作業割増を適用します。

5. 諸 料 金

(1) 待機料金

本料金は作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降における本船入港待ち、本船荷役終了待ち、又は天候、或いは、その他の事情により作業待機が生じた場合であつて、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

但し、その事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 次の場合には実構成人員に応じ、基本料金の1の(3)（作業量の算定が困難な場合の料金）に基づき算出された金額を申し受けます。

① 作業手配の取消の場合

(イ) 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消。

(ロ) 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消。

② 作業開始後における作業中止、又は半端作業の場合

6. 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

- (1) 艙内清掃料金は船艙の容積（グレンキャパシティ）に対し適用し、容積は1.133立方メートルをもって1トンとし、タンククリーニング料金は、パラストウォーターキャパシティのトン数を適用します。
- (2) 専用船及び作業形態その他について特殊事情のある艙内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業施行トン数(グレンキャパシティ)	基本料金適用係数
5,000トン未満	1.6
5,000トン以上 20,000トンまで	1.6~1.0
	(1,000トンを増す毎に係数を0.04ずつ減ずる)
20,000トン	1.0 (基本料金)
20,000トン以上 40,000トンまで	1.0~0.8
	(1,000トンを増す毎に係数を0.01ずつ減ずる)
40,000トン以上 50,000トンまで	0.8~0.6
	(1,000トンを増す毎に係数を0.02ずつ減ずる)
50,000トン以上	0.6

- (3) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

7. その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 作業形態その他について特殊事情のある作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (3) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (4) ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
- (5) 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (6) 脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等、及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (7) チェンソーを使用した場合には、1シフト1台につき3,500円を、又オイルカッターを使用した場合には、1シフト1台につき300円をそれぞれ申し受けます。

(8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船積貨物警備料金表

1. 基本料金

(1口につき単位円)

項 目	昼 間 料 金	夜 間 料 金
本船舷門又は巡回警備料金	12,180	24,375
本 船 船 艙 警 備 料 金		
解 運 送 警 備 料 金		
貨物集積場警備料金		

(注)(1) 昼間料金は、8時より17時の間に行った作業に対して適用します。

(2) 夜間料金は、17時より翌朝8時の間に行った作業に対して適用します。

(3) 前半夜(17時より21時の間)のみ作業を行った場合は、夜間料金の5割を基本料金とします。

2. 割増料金

(1) 日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の3割増とします。

(2) 土曜日の作業は、各々の基本料金の1割増とします。

3. 諸 料 金

(1) 手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始1時間前までは、基本料金の6割、それ以後は10割を申し受けます。

備 考 (イ)手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の15時までとします。

(ロ)作業開始時刻：昼間作業は8時、夜間作業は17時とします。

(2) 港湾福利分担金

 昼 間 60円

 半 夜 60円

 全 夜 120円

(3) 労働安定基金

 昼 間 52円

 半 夜 52円

 全 夜 104円

4. 料金の適用方

(1) 船積貨物警備料金の作業範囲は次の通りとします。

(イ) 「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は雑繫本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。

(ロ) 「舁運送警備」は舁積貨物（場所は舁溜、荷揚場、本船、船艙等）の警備を行う作業とします。

(イ) 「貨物集積場警備」は上屋、野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

(2) 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

5. その他

(1) 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途、料金を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けません。

(4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

(5) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

荷直・荷造料金表

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

- (1) 船内荷直料金 (1口1日につき)

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	45,946
--------------------------	--------

但し、1口当りの構成員は2人の場合とします。

- (2) 沿岸荷直料金 (1口1日につき)

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	102,104
--------------------------	---------

但し、1口当りの構成員は4人の場合とします。

(3) 沿岸荷造料金

- ① 本船接岸、はしけ揚撒貨物料金 (1トンにつき 単位円)

品 名	金 額
小 麦、米	705

- ② コンテナ詰の撒貨物料金 (1トンにつき 単位円)

	品 名	パン卸し袋詰	パンよりベルト揚袋詰
麻 袋	メイズ、大豆、雑豆	1,112	1,955
	ヘイキューブ	1,892	
フレコン	メイズ、大豆、雑豆	2,444	3,484
	ヘイキューブ	3,338	

(注)① ②について39kg未満の袋詰作業については委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
土 曜 日 作 業	土曜日における作業	基本料金の1割増

3. 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

	沿岸荷造 (4人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	12,260
半夜 (16時30分から21時30分まで)	19,070

4. 分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
船内荷直料金 (1口1日につき)	224円	196円
沿岸荷直料金 (1口1日につき)	448円	392円
沿岸荷造料金 (1トンにつき)	4円00銭	3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この荷直・荷造料金は船内荷直作業、沿岸荷直、荷造作業を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- (1) 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- (2) 沿岸荷直作業は、舁揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- (3) 沿岸荷造作業は、舁揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又はフレコン等への移し替え作業とします。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した貨物及び作業内容（作業方法、取扱量、構成人員等）の料金を適用します。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜・祝祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 土曜日作業割増

土曜日における作業について、所定の土曜日作業割増を適用します。

5. 諸 料 金

(1) 待機料金

本料金は作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降における本船入港待ち、本船荷役終了待ち、又は天候、或いは、その他の事情により作業待機が生じた場合であつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。但し、その事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 次の場合には実構成人員に応じ、基本料金の1の(1)、(2)の料金に基づき算出された金額を申し受けます。

① 作業手配の取消の場合

(イ) 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消。

(ロ) 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消。

② 作業開始後における作業中止、又は半端作業の場合

6. 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

7. そ の 他

(1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコンの再利用の整備、又はバン卸し撒袋詰網使用派しかけ等の作業及び単量が55キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

(3) サイロ等に施設された、自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協

議の上決定した料金を申し受けます。

- (4) 通船又は特殊機材等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。